

未成年競技者における親権者からのドーピング

検査に対する（同意書）の提出について

【日本自転車競技連盟へ未提出の競技者の方対象】

2015年1月1日から施行される世界アンチ・ドーピング規程において、大会主催組織は未成年競技者の親権者からドーピング検査実施に関する『同意書』を取得することが求められました。

2015年世界アンチ・ドーピング規程（改訂版）では、「未成年」を、「18歳未満」として規定していますが、日本の法律上、「未成年」は「20歳未満」となります。

これにより、日本アンチ・ドーピング規程も変更され、同意書の取得が定められたことにより2015年1月1日から日本自転車競技連盟（JCF）は、ドーピング検査対象となる『20歳未満』のすべての該当競技者（JCF競技登録者）の親権者から同意書の取得が必要となりますので下記にてご案内いたします。

記

1 同意書の提出方法

JCF国内競技者登録申請時（継続・新規）もしくは取得が必要な大会前までに（大会要項記載されます。）該当選手（親権者）は直接JCFへ同意書原本を郵送にて提出してください。

2 提出先：〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 5階

日本自転車競技連盟 アンチ・ドーピング担当 宛

「未成年競技者親権者同意書在中」と記載をお願いします。

3 署名および捺印が必要なので、上記1に記載のとおり記入した原本送付をお願いします。FAXおよび電子メール等ではお受けできませんので注意をお願いします。